



IODA世界選手権. IODAアジア・オセアニア選手権. IODAヨーロッパ選手権
2020年 JODA ナショナルチーム最終選考会
愛知県蒲郡市海陽町 豊田自動織機 海陽ヨットハーバー
2020年2月21日 (金) - 25日 (火)



帆走指示書 as 10, Feb, 2020

指示6. 指示21 を変更する

略語

- SP レース委員会、テクニカル委員会が審問なしに標準ペナルティを適用することができる規則を意味する。これは規則63.1及びA5を変更している。当該委員会はその規則の違反を抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティが決定される。
- NP 艇による抗議の根拠とならないことを意味する。これは規則60.1(a)を意味している。

1 規則

- 1.1 本選考会は、『セーリング競技規則 2017-2020 (以下、「規則」という)』に定義された規則を適用する。
- 1.2 規則61.1(a)に以下を追加する。
「抗議しようとする艇は、フィニッシュ後直ちにフィニッシュ・ラインのポートの端に位置するレース委員会艇に、被抗議艇のセール番号を口頭で伝えなければならない。艇がリタイヤした場合、最初の適切な機会にレース委員会、またはプロテスト委員会に被抗議艇のセール番号を口頭で伝えなければならない。」
- 1.3 付則Pを適用する。
- 1.4 付則Tを適用する。

2 選手への通告

選手への通告は、レガッタ・オフィス東側に設置された公式掲示板に掲示される。
また大会公式ホームページに掲示される。ただし、webサイトへの掲示不備については、艇からの救済の根拠とはならない。これは規則60.1(b)を変更している。

3 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、その日の最初のレースのスタート予告信号予定時刻の60分前までに掲示される。
ただし、レース日程の変更については、発効する前日の18時までに掲示される。

4 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発する信号は、レガッタ・オフィス南側の信号柱に掲揚する。
- 4.2 [NP] [DP] 音響1声と共に掲揚されるD旗は、「予告信号は、D旗の掲揚30分以降に発せられる。」を意味する。艇は、この信号が発せられるまでハーバーを離れてはならない。

5 日程

- 5.1 本選考会の日程は以下のとおりとする。

2月21日 (金)	10:00 - 12:00	受付・登録
	13:00 - 15:00	計測
	16:00	開会式、ブリーフィング
2月22日 (土)	09:30	ディリー・ブリーフィング
	10:55	第1レース予告信号
		引き続きレースを行い、4レースを計画している
2月23日 (日)	08:30	ディリー・ブリーフィング
	09:55	その日の最初のレースの予告信号
		引き続きレースを行い、4レースを計画している
2月24日 (月)	08:30	ディリー・ブリーフィング
	09:55	その日の最初のレースの予告信号
		引き続きレースを行い、4レースを計画している
2月25日 (火)		リザーブディ
	TBD	閉会式、およびナショナル・チーム参加の意思確認
- 5.2 本選考会は12レースを計画している。計画しているレースを完了させるため、当日までの計画に対して1レースを越えない限りレースを前倒しすることがある。

- 5.3 レースが間もなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号を発する5分前までに、レース委員会信号艇に音響信号1声と共に、「オレンジ色のスタート・ライン旗」を掲揚する。
- 5.4 2月24日までに計画12レースが完了しなかった場合、2月25日のリザーブ日にレースを実施する。25日にレースを実施する場合、25日の日程は24日17:00までに公式掲示板に掲示する。25日にレースを実施する場合、13:00を越えて予告信号は発せられない。

6 クラス旗

クラス旗は、白地に赤色でOP級の記章を記した「OP」旗とする。

7 レース・エリア

添付図Aにレース・エリアの位置を示す。

8 コース

- 8.1 添付図Bに、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。
- 8.2 予告信号以前に、レース委員会信号艇に最初のレグのおおよそのコンパス方位、および最初のマークまでの概ねの距離を掲示する。

9 マーク

- 9.1 マーク1、マーク2、マーク3sおよび3pは、オレンジ色の円錐形パイとする。
- 9.2 スタート・マークおよびフィニッシュ・マークは、レース委員会艇とする。

10 スタート

- 10.1 スタート・ラインは、スタート・マーク上で「オレンジ色のスタート・ライン旗」を掲揚しているポールの間とする。
- 10.2 スタート信号後4分より後にスタートする艇は、「スタートしなかった(DNS)」として記録される。これは規則A4およびA5を変更している。
- 10.3 レースが再スタートまたは再レースとなった場合に掲示される規則30.4に抵触した「艇のセール・ナンバー」は次のレースの予告信号以前にレース委員会信号艇のスターンに掲示される。
- 10.4 [NP] 指示10.3以外で、スタート時にUFDまたはBFDと記録された艇のセール番号を、そのレースが終了後レース委員会信号艇のスターボード・サイドに掲示される。この掲示に関して艇からの救済の根拠とはならない。これは規則60.1(b)を変更している。
- 10.5 フィニッシュした艇は、レース中の艇を十分に避けて、スタート・エリアまたはハーバーへ戻らなければならない。

11 コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は元のマーク(またはフィニッシュ・ライン)を新しい位置に移動する。

12 フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、フィニッシュマーク上で「オレンジ色のフィニッシュ・ライン旗」を掲揚しているポールの間とする。

13 ペナルティ方式

- 13.1 [SP] と記載されたSIの規則、および装備、艦装に関するクラスルール(標準ペナルティガイドラインに記される)の違反に対する標準ペナルティガイドラインは、2月21日 16:00までに掲示される。標準ペナルティが課された艇は、得点略語「STP」を用いて記録される。これは規則A11を変更している。
- 13.2 規則T1に基づく「レース後のペナルティ」を履行した艇は、得点略語「ARB」を用いて記録される。これは規則A11を変更している。
- 13.3 レース公示の規則およびクラスルール違反に対するペナルティは、プロテスト委員会が裁量により失格より軽減することができる。

14 タイム・リミットとターゲット・タイムおよびフィニッシュ・ウィンドウ

- 14.1 タイム・リミットとターゲット・タイムおよびフィニッシュ・ウィンドウは次のとおりとする。

タイム・リミット	マーク1のタイム・リミット	フィニッシュ・ウィンドウ	ターゲット・タイム
80分	25分	15分	50分

- 14.2 マーク1のタイム・リミット内に1艇もマーク1を通過しそうな場合、レース委員会はそのレースを中止することができる。これは規則32.1を変更している。
- 14.3 ターゲット・タイムどおりとならなくても救済要求の根拠とはならない。これは規則62.1(a)を変更している。
- 14.4 最初の艇がコースを帆走してフィニッシュ後15分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった(DNF)」と記録される。これは規則35、A4およびA5を変更している。

15 抗議と救済要求

- 15.1 抗議しようとする艇は、フィニッシュラインのポートの端に位置するレース委員会艇のポート側に近づき、被抗議艇のセール番号を口頭で伝えなければならない。艇がリタイヤした場合、最初の妥当な機会にレース委員会、またはプロテスト委員会に被抗議艇のセール番号を口頭で伝えなければならない。これは規則61.1(a)を変更している。
- 15.2 抗議書は出着艇申告所で入手できる。抗議、救済要求または審問の再開の要求は、適切な時間内に提出されなければならない。
- 15.3 抗議締切時間は、その日の最終レースの終了時刻、またはレース委員会が「本日はこれ以上レースを行わない」と信号を発した時刻のいずれか遅い方の60分後とし、その時刻を公式掲示板に掲示する。
- 15.4 当事者であるか、または証人として名前があげられている審問に関わっている選手に通告するために、抗議締切時刻から15分以内に通告を公式掲示板に掲示する。審問は西棟会議室にあるプロテスト・ルームにて掲示された時刻に始められる。
- 15.5 レース委員会、プロテスト委員会、またはテクニカル委員会による抗議の通告を、規則61.1(b)に基づき伝えるために、公式掲示板に掲示する。
- 15.6 規則42の違反によりペナルティを課せられた艇のリストは、公式掲示板に掲示する。
- 15.7 レースを行う最終日では、審問の再開の要求は、次の時間内に提出しなければならない。
 - i) 要求する当事者が最終日の前日に判決を通告された場合には、抗議締切時間内。
 - ii) 要求する当事者がその当日に判決を通告された場合には、通告後20分以内。これは規則66を変更している。
- 15.8 レースを行う最終日には、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から20分以内に提出しなければならない。これは規則62.2を変更している。
- 15.9 規則70.5に基づき、プロテスト委員会の判決を以って最終とする。

16 得点

- 16.1 シリーズが成立するためには、4レースを完了させることを必要とする。
- 16.2 シリーズの得点は次のとおりとする。
 - i) 6レース未満しか完了しなかった場合、艇のシリーズ得点は、全レースの得点の合計とする。
 - ii) 6レースから9レースまで完了した場合、艇のシリーズ得点は、最も悪い得点を除外したレースの得点の合計とする。
 - iii) 10レース以上完了した場合、艇のシリーズの得点は、最も悪い方から2つの得点を除外したレースの得点の合計とする。
- 16.3 掲示されたレースまたはシリーズの成績について誤りがあると思われる場合、艇はレース委員会に得点の照会を書面(得点照会申請書)で求めることができる。書面は出着艇申告所で入手できる。

17 安全規定 [NP]

- 17.1 [SP] [DP] 選手は、出艇前の予告信号予定時刻の80分前から20分前までの間に、出着艇申告所に用意された申告用紙に出艇のサインをしなければならない。また、帰着後は用意された申告用紙に速やかにサインしなければならない。その日のレース終了後は遅くとも抗議締切時間までにサインをしなければならない。
- 17.2 [SP] [DP] 出艇しない艇は出艇申告受付時間内に、また、レースからリタイヤした艇は帰着後速やかに、出着艇申告所にある「リタイヤ報告書」にそのことを記入しなければならない。レースからリタイヤした艇は、コースを離れる前に、可能であればレース委員会艇、レスキュー艇、テクニカル委員会艇、またはプロテスト委員会艇にリタイヤの意思を伝えなければならない。
- 17.3 [DP] 救助を必要とする選手は、笛を吹くかパドルまたは片手を振って、その意思を伝えなければならない。
- 17.4 レース委員会は、救助を必要とする判断した場合には、救助を必要とする選手の意向に関わらず、選手を救助することができる。この強制救助は艇からの救済要求の根拠とはならない。これは規則62.1(a)を変更している。

18 装備の交換 [NP] [DP]

- 18.1 損傷または紛失した装備の交換は、テクニカル委員会の承認なしで許可されない。
交換の要請は、最初の妥当な機会にテクニカル委員会に書面(リクエストシート)でしなければならない。
書面は出着艇申告所で入手できる。
- 18.2 損傷または紛失した装備の交換が海上の場合、帰着後最初の妥当な機会に指示18.1の書面を提出するとともに、損傷した装備と交換した装備の両方をテクニカル委員会に提示しなければならない。
その交換は、テクニカル委員会の承認を条件として過去にさかのぼって認められる。

19 装備と計測のチェック [NP] [DP]

艇または装備は、規則に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。
各レースで上位10位までにフィニッシュした艇は、海上での計測を受けるためにフィニッシュ後速やかにフィニッシュ・ラインのスターボード側に位置するテクニカル委員会艇に向かわなければならない。
海上での計測を受けるまで、艇にいかなる調整をしてはならない。

20 広告 [NP] [DP]

主催団体から大会広告を支給された場合、艇に広告を表示しなければならない。

21 オフィシャル・ボートの標識

オフィシャル・ボートの標識は、次のとおりとする。

レース委員会信号艇	「JODA Championship」旗
レース委員会艇	「C」と白字で記された黒色旗
プロテスト委員会艇	「JURY」と白字で記された赤色旗
テクニカル委員会艇	「MEASURER」と黒字で記された白色旗
メディア	「MEDIA」と白字で記された青色旗
JODA	赤地に白色でOP級の記章を記した「OP」旗

22 支援艇

- 22.1 [NP] [DP] 支援艇は大会期間中、毎日上架するか、または主催団体が指定する棧橋に係留しなければならない。
- 22.2 [NP] [DP] 支援艇は、出艇前に出着艇申告所に用意された支援艇出艇申告書にサインするとともに、傍受専用無線の貸与を受けなければならない。支援艇は、海上では常時無線を傍受していなければならない。
貸与された無線は、自然劣化を除き、貸与された状態を保全しなければならない。
- 22.3 [NP] [DP] 支援艇は、海上では支援艇受付時に貸与される「ピンク旗」を水面から1.5m以上の高さで掲揚しなければならない。
- 22.4 [NP] 支援艇は、準備信号からレースが終了するまで、またはレース委員会がレースの延期あるいはレースの中止の信号を発するまで、添付図Cにある支援艇の制限区域に入ってはならない。
ただし、全ての艇がマーク2を通過した後、フィニッシュ・ラインのスターボード側の支援艇待機エリアまでセンターチャンネルを通って移動できる。
- 22.5 指示22.7で規定された救助活動に従事する場合を除き、引き波の影響をレース中の艇に与えてはならない。
- 22.6 支援艇は、レース委員会、プロテスト委員会またはテクニカル委員会から、コース・エリアからさらに離れるよう指示された場合、直ちに従わなければならない。
- 22.7 全ての支援艇に対する救助活動の要請は、レース委員会艇に「グリーン旗」の掲揚と共に、レース委員会信号艇からの一斉通信にて通告する。この要請があった場合、支援艇はレースをしているエリアを含む全てのエリアにおいて、危険な状態にある艇を可能な限り速やかに救助しなければならない。
この場合、指示22.4の前段は適用されない。
ただし、支援艇は艇に対して救助活動を除いた援助を与えてはならない。
- 22.8 [NP] [DP] 支援艇は、帰着後に出着艇申告所に用意された支援艇帰着申告書にサインするとともに、傍受専用無線を返却しなければならない。

23 ごみ処分

ごみは、支援艇、レース委員会艇、またはプロテスト委員会艇に渡してもよい。

24 ビブスの着用

レース日2日目以降、前日までの暫定順位1位から3位までの選手は、大会から貸与されるビブスを出艇から帰着までライフジャケットの上に着用しなければならない。
ビブスは出着艇申告所で貸与され、帰着後に出着艇申告所に返却しなければならない。

25 艇の陸置場所の制限 [NP] [DP]

選手は主催者またはレース委員会から制限された場所に、一時的な仮置きも含み艇を陸置してはならない。
制限場所は公式掲示板に掲示される。

26 責任の否認

選手は自分自身の責任で本選考会に参加する。規則4「レースをすることの決定」参照。
主催団体は、本選考会の前後、期間中に生じた物理的損害または身体障害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

27 保険

選手は、対人対物賠償額が各々1億円以上の有効な財団法人スポーツ安全協会のスポーツ保険または同等の第三者賠償責任保険に加入していなければならない。

28 選手の肖像権及び個人情報の公開

選手は、本選考会に参加することにより、選考会期間中の選手または選考期間中の選手の装備に関する動画、スチール写真および、生中継、録画あるいは撮影された映像またはその製版について、対価を求めることなく主催団体、運営団体、JODAおよび協賛各社が独自の判断で使用する権利を与えることに同意する。参加申込みにあたり提出された個人情報は、本人の同意がない限り第三者に提供されることはない。ただし本選考会において、「計測順番表」、「エントリーリスト」、「成績表」について、名前、所属、セール番号、学年、性別が掲載されることがある。

29 その他 [DP]

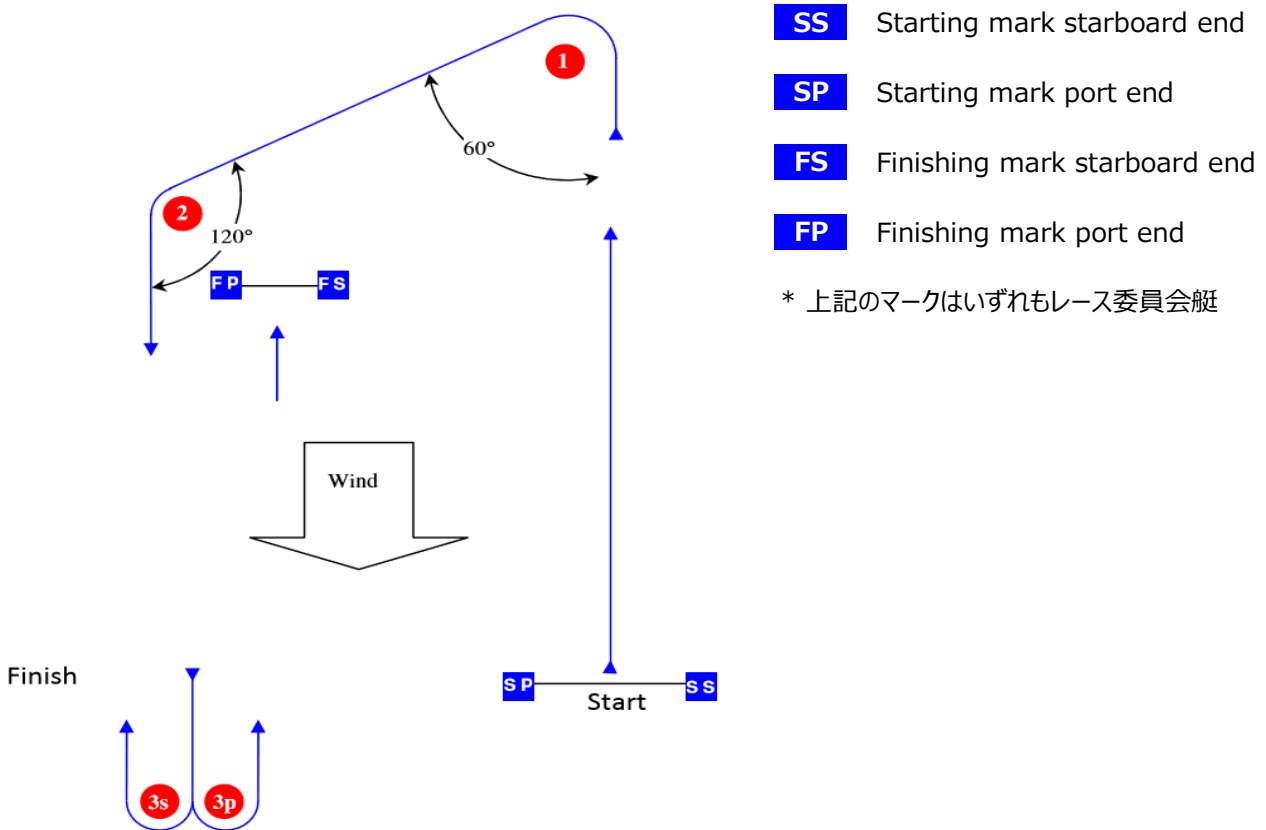
選手、および支援者は、主催団体、競技役員からの合理的な理由に基づく指示に従わなければならない。

添付図A : レース・エリア



N34.47.183 E137.16.017 を中心としたΦ1.4Nmを「レース・エリア」とする。

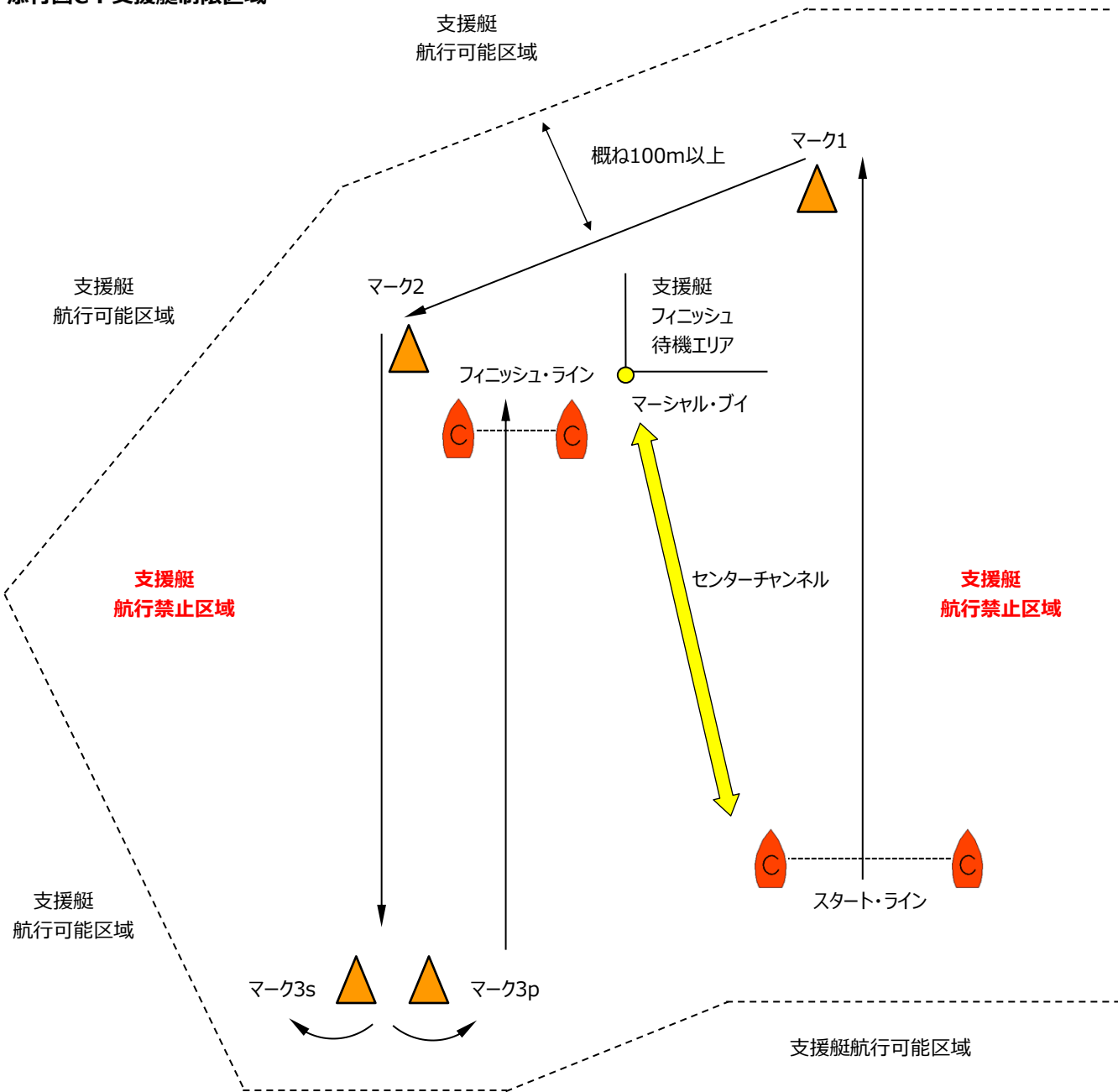
添付図B : コース図



コースIOD Start - Mark1 - Mark2 - 3p/3s - Finish

※ Mark2 とフィニッシュ・ラインの相対位置関係は、図と異なる場合がある。

添付図C：支援艇制限区域



支援艇航行可能区域は、各コースから概ね100m以上離れる。

参考：三谷潮汐表

	2月22日(土)		2月23日(日)		2月24日(月)		2月25日(火)	
	大潮		大潮		大潮		大潮	
時刻	06:29	11:40	06:26	12:10	06:51	00:18	07:14	00:47
潮位	221cm	93cm	225cm	82cm	226cm	19cm	225cm	24cm
時刻	17:19	23:47	17:55	-	18:28	12:39	18:58	13:06
潮位	210cm	18cm	216cm	-	218cm	74cm	218cm	67cm